

## VI 研究科の修学上に関する内規等



# 1 教育職員免許状の取得について

農学研究科博士課程前期課程においては、次の教育職員免許状を取得することができます。

## (1) 取得できる免許状

専攻	免許状の種類	免許教科
食料共生システム学専攻 資源生命科学専攻 生命機能科学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業

## (2) 基礎資格

上記の免許状を取得するためには、修士の学位取得及び農業の高等学校教諭一種免許状を取得又は取得のための所要資格を有していることが必要です。

## (3) 専修免許状の取得要件

高等学校教諭専修免許状を取得するためには、上記の基礎資格を得ていること、及び大学院の課程において、教育職員免許法第5条別表第1に定める「大学が独自に設定する科目」について24単位以上を修得することとされています。

農学研究科博士課程前期課程では、各専攻が開講する授業科目（ただし、次表授業科目を除く。）を履修し、24単位以上の単位を修得することにより、本研究科で取得可能な免許状を取得することができます。なお、科目名に1, 2又はA, Bとつく科目については、それぞれ両方修得する必要があります。

### 専修免許状の取得要件除外科目

#### (1) 食料共生システム学専攻

授業科目	単位
先端融合科学特論A（環境編）	1
先端融合科学特論B（Advanced Science and Technology）	1
Intermediate Techniques in English Speech Delivery	2
ポストハーベスト工学論	2
スマートデジタル農場演習	1
農業DX演習	1
課題開発演習	2
特別連携講義	2
特定課題演習Ⅰ－1	3
特定課題演習Ⅰ－2	3
特定課題演習Ⅱ－1	3
特定課題演習Ⅱ－2	3

## (2) 資源生命科学専攻

授 業 科 目	単 位
先端融合科学特論 A (食料編)	1
先端融合科学特論 B (Advanced Science and Technology)	1
Intermediate Techniques in English Speech Delivery	2
有用生物利用学 (連携)	2
スマートデジタル農場演習	1
農業DX演習	1
課題開発演習	2
課題開発特別演習	2
特別連携講義	2
特定課題演習 I - 1	3
特定課題演習 I - 2	3
特定課題演習 II - 1	3
特定課題演習 II - 2	3

## (3) 生命機能科学専攻

授 業 科 目	単 位
先端融合科学特論 A (健康生命編)	1
先端融合科学特論 B (Advanced Science and Technology)	1
Intermediate Techniques in English Speech Delivery	2
応用植物栄養生理学	2
スマートデジタル農場演習	1
農業DX演習	1
課題開発演習	2
特別連携講義	2
特定課題演習 I - 1	3
特定課題演習 I - 2	3
特定課題演習 II - 1	3
特定課題演習 II - 2	3

## 2 スマート農業デジタルトランスフォーメーション人材育成プログラム実施要領

令和5年1月6日 制定

(趣旨)

第1 この要項は、神戸大学大学院農学研究科（以下「農学研究科」という。）規則第25条に規定するスマート農業デジタルトランスフォーメーション人材育成プログラム（以下「プログラム」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(プログラムの開設とその調整)

第2 プログラムは、システム情報学研究科及び農学研究科（以下「当該研究科」という。）の協議により授業科目を選定し、これらをプログラム化するものとする。

なお、その開設と調整は、当該研究科の教務担当委員会が行う。

(修了要件等)

第3 プログラムは学生の希望により履修するものとし、修了要件及び開設授業科目等は別表のとおりとする。

(履修申請等)

第4 履修申請等は、次のとおりとする。

(1) 履修対象学生

システム情報学研究科（システム情報学専攻）博士課程前期課程学生  
農学研究科（全専攻）博士課程前期課程学生

(2) 履修定員

履修定員は設けないものとする。ただし、履修希望者が多人数の場合は調整することがある。

(3) 履修申請方法

プログラムを履修しようとする者は、「プログラム履修申請書」を農学研究科教務学生係に所定の期間までに提出し、所定の履修登録を行うものとする。

(修了認定証の授与)

第5 プログラム修了の判定は、農学研究科において行い、修了を認定した者については、修了認定証を授与する。

2 修了認定証の様式は、別紙のとおりとする。

3 修了認定証は、学位記授与式の日に交付する。

(雑則)

第6 この要領に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、当該研究科の教務担当委員会の調整に基づき、農学研究科教授会の議を経て定める。

2 この要領に必要な事務は、農学研究科教務学生係が行う。

附則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

別表

修了要件	担当研究科	授業科目	適用
<p>(農学研究科) 右の農学研究科が担当する * 印が付された授業科目から 2 単位, システム情報学研究科が担当する授業科目から 2 単位を修得しなければならない。</p> <p>(システム情報学研究科) 前期課程の修了要件に加えて, 右の農学研究科が担当する授業科目から * 印が付された授業科目 2 単位を含めて 4 単位を修得しなければならない。</p>	農学研究科	スマートデジタル農場演習 (1 単位) * 農業 DX 演習 (1 単位) * 先端融合科学特論 A (環境編) (1 単位) 先端融合科学特論 A (食料編) (1 単位) 先端融合科学特論 A (健康生命編) (1 単位)	令和 5 年度 入学生から
	システム情報学研究科	システム情報学概論 1 (2 単位) ※ システム情報学概論 2 (2 単位) ※	

※ 「システム情報学概論 1」「システム情報学概論 2」はシステム情報学専攻（前期課程）の必修科目である。

別紙

スマート農業デジタルトランス  
フォーメーション人材育成プログラム  
修了認定証

氏 名

生年月日

上記の者はスマート農業の発展に寄与できる高度デジタル人材の養成に対応したプログラムの科目を修得したため同プログラム修了者と認定する

〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人

神戸大学大学院〇〇〇学研究科長

〇〇 〇〇

### 3 聴講派遣学生及び特別聴講学生の取扱いについて

他大学大学院の授業科目を履修する学生（以下「聴講派遣学生」という。）及び神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）の授業科目を履修する他大学大学院の学生（以下「特別聴講学生」という。）の取扱いについては、次のとおりである。

#### （1）聴講派遣学生

##### ① 手 続

指導教員は、学生に他大学大学院の授業科目を履修させることが教育上有益であると認めるときは、聴講派遣許可願を研究科長に提出すること。

##### ② 許 可

指導教員から聴講派遣許可願の提出があったときは、他大学大学院との協定に基づき、当該学生が聴講派遣学生として他大学大学院の授業科目を履修することを許可する。

##### ③ 授業料等

ア 聴講派遣学生は、学生としての授業料を納付しなければならない。

イ 聴講派遣学生として他大学大学院に派遣された者は、他大学大学院との協定により定められた授業料等の額を当該大学院等に納付しなければならない。

ウ 授業料のほか、授業科目を履修するために必要な特別の費用は、聴講派遣学生の負担とする。

##### ④ 規則の遵守

聴講派遣学生は、当該大学の諸規則を遵守しなければならない。

##### ⑤ 単位の認定

聴講派遣学生が他大学大学院において履修した授業科目について修得した単位は、当該大学院の報告に基づき、研究科規則第22条に規定する単位数（前期課程にあっては10単位、後期課程にあっては4単位）の範囲内において、研究科規則第32条に規定する単位として認定する。

#### （2）特別聴講学生

##### ① 許 可

他大学大学院から特別聴講学生の受入れの依頼があったときは、他大学大学院との協定に基づき、当該学生が研究科の授業科目を履修することを許可する。

##### ② 授業料等

ア 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

イ 特別聴講学生が国立大学法人の大学院の学生であるとき、又は大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日文部省学術国際局長裁定）に基づく協定留学生であるときは、授業料を徴収しない。

ウ 特別聴講学生が公立若しくは私立大学又は外国の大学の大学院の学生であるときは、「神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成16年4月1日制定）」に定める額の授業料を徴収する。ただし、大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成8年11月1日文部省学術国際局長裁定）に基づく公立又は私立の大学の学生は授業料を徴収しない。

エ 授業料のほか、授業科目を履修するために必要な特別の費用は、特別聴講学生の負担とする。

##### ③ 規則の遵守

特別聴講学生は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

##### ④ 施設等の使用

特別聴講学生は、管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。

⑤ 許可の取消し

特別聴講学生が次のいずれかに該当するときは、受入れの許可を取り消すことがある。

ア 成業の見込みがないと認められたとき。

イ 特別聴講学生として不都合な行為があったとき。

ウ 授業料納付の義務を怠ったとき。

(注) 他大学大学院との協定を成立させるためには、かなりの日数を要するので、早目に指導教員及び事務室に相談すること。

## 4 研究指導委託学生及び特別研究学生の取扱いについて

他大学大学院又は研究所等（以下「他大学大学院等」という。）において研究指導を受ける神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）の学生（以下「研究指導委託学生」という。）及び研究科において研究指導を受ける他大学の大学院（以下「他大学大学院」という。）の学生（以下「特別研究学生」という。）の取扱いについては、次のとおりである。

### （1）研究指導委託学生

#### ① 手 続

指導教員は、学生に他大学大学院等において研究指導を受けさせることが教育上有益であると認めるときは、研究指導委託許可願を研究科長に提出すること。

#### ② 許 可

指導教員から研究指導委託許可願の提出があったときは、他大学大学院等との協定に基づき、当該学生が研究指導委託学生として他大学大学院等において研究指導を受けることを許可する。

#### ③ 他大学大学院等における研究指導の期間

研究指導委託学生として他大学大学院等において研究指導を受ける期間は、2年以内とする。ただし、前期課程の学生については1年以内とし、後期課程の学生については、特別の理由があり、かつ、教育上有益であると認めるときは、通算して3年を限度としてこれを許可することがある。

#### ④ 授業料等

ア 研究指導委託学生は、研究科の学生としての授業料を納付しなければならない。

イ 研究指導委託学生として他大学大学院等に派遣された者は、他大学大学院等との協定により定められた授業料等の額を当該他大学院等に納付しなければならない。

ウ 授業料のほか、研究指導を受けるために必要な特別の費用は、研究指導委託学生の負担とする。

#### ⑤ 規則の遵守

研究指導委託学生は、当該大学又は研究所等の諸規則を遵守しなければならない。

#### ⑥ 研究指導の認定

研究指導委託学生が他大学大学院等において受けた研究指導は、当該大学院等の報告に基づき、研究科規則第24条に規定する研究指導として認定する。

### （2）特別研究学生

#### ① 許 可

他大学大学院から特別研究学生の受入れの依頼があったときは、他大学大学院との協定に基づき、当該学生が研究科において研究指導を受けることを許可する。

#### ② 受入れの時期

特別研究学生の受入れの時期は、4月及び10月とする。ただし、博士後期課程にあつては、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

#### ③ 授業料等

ア 特別研究学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

イ 特別研究学生が国立大学法人の大学院の学生であるとき、又は大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日文部省学術国際局長裁定）に基づく協定留学生であるときは、授業料を徴収しない。

ウ 特別研究学生が公立若しくは私立大学又は外国の大学の大学院の学生であるときは、「神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成16年4月1日制定）」に定める額の授業料を徴収する。ただし、大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相

互不徴収実施要項（平成10年3月10日文部省学術国際局長裁定）に基づく公立又は私立の大学の学生は授業料を徴収しない。

エ 授業料のほか、研究指導を受けるために必要な特別の費用は、特別研究学生の負担とする。

④ 授業科目の聴講

特別研究学生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業科目を聴講することができる。ただし、協定書等において単位互換の定めがある場合を除き、単位を修得することはできない。

⑤ 規則の遵守

特別研究学生は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

⑥ 施設等の使用

特別研究学生は、指導教員及び管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。

⑦ 許可の取消し

特別研究学生が次のいずれかに該当するときは、受入れの許可を取り消すことがある。

ア 成業の見込みがないと認められたとき。

イ 特別研究学生として不都合な行為があったとき。

ウ 授業料納付の義務を怠ったとき。

(注) 他大学大学院との協定を成立させるためには、かなりの日数を要するので、早目に指導教員及び事務室に相談すること。

附 則

この取扱いは、平成21年1月9日から施行する。

## 5 神戸大学大学院農学研究科再入学に関する内規

平成19年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）規則第16条第2項の再入学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(再入学資格)

第2条 神戸大学大学院農学研究科に在学していた者で中途退学した者又は除籍された者とする。

(出願手続)

第3条 再入学を志願する者は、入学の時期の2ヶ月前（特別の事情が有ると認められた者は、その都度）までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

(1) 再入学願書・履歴書（別紙様式1）

(2) 志望理由書（A4判の用紙に1,000字程度で記入し、別紙様式2を表紙として提出すること。）

(3) 研究計画書（2,000字程度のもの1部。どのような分野でどのような内容のことを研究しようとしているのかが分かるようにA4判の用紙に記入し、別紙様式3を表紙として提出すること。）

(4) 検定料払込証明書

(選考方法)

第4条 再入学志願者に対する選考は、口頭試問により行う。

(入学の時期)

第5条 再入学の時期は、学期の始めとする。

(修学年数・修学年限)

第6条 再入学を認められた者の修学年数・修学年限は、研究科教授会の議を経て、その都度定める。

(既修得単位の取扱い)

第7条 退学又は除籍前に大学院博士課程前期課程又は大学院博士課程後期課程で修得した単位の認定は、研究科教授会において行う。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、研究科教授会の議を経て定める。

附則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

## 6 神戸大学大学院農学研究科転入学に関する内規

平成19年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院農学研究科（以下「研究科」という。）規則第15条第2項の転入学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(転入学資格)

第2条 前期課程に転入学を志願できる者は、他大学大学院前期課程（又は修士課程）に在学している者で、転入学をした後、在学年限が2年以上ある者とする。

2 後期課程に転入学を志願できる者は、他大学大学院後期課程（又は博士課程）に在学している者で、転入学をした後、在学年限が3年以上ある者とする。

(出願手続)

第3条 転入学を志願する者は、入学の時期の2ヶ月前（特別の事情が有ると認められた者は、その都度）までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

(1) 転入学願書・履歴書（別紙様式1）

(2) 志望理由書（A4判の用紙に1,000字程度で記入し、別紙様式2を表紙として提出すること。）

(3) 研究計画書（2,000字程度のもの1部。どのような分野でどのような内容のことを研究しようとしているのかが分かるようにA4判の用紙に記入し、別紙様式3を表紙として提出すること。）

(4) 検定料払込証明書

(選考方法)

第4条 前期課程への転入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院農学研究科博士課程前期課程入試と同程度の試験により、又、後期課程への転入学志願者に対する選考は、博士課程後期課程入試と同程度の試験によって行う。

(入学の時期)

第5条 転入学の時期は、学期の始めとする。

(修学年数・修学年限)

第6条 転入学を認められた者の修学年数及び修学年限は、研究科教授会の議を経て、その都度定める。

(既修得単位の認定)

第7条 転入学をする前に在籍していた大学の大学院博士課程前期課程又は大学院博士課程後期課程で修得した単位は、前期課程にあつては、24単位を限度として、後期課程にあつては、7単位を限度として認める。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、研究科教授会の議を経て定める。

附則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

## 7 神戸大学大学院農学研究科転専攻に関する内規

平成19年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院農学研究科規則第14条第3項の転専攻に関し、必要な事項を定めるものとする。

(転専攻の許可)

第2条 所属する専攻の専攻長及び転専攻を志望する専攻（以下「当該専攻」という。）の専攻長が認めた場合であって、転専攻を志望する者（以下「申請者」という。）が、次の各号のすべてに該当し、又は申請者に対する教育上の配慮により、特に転専攻が必要であると認められる場合は、研究科教授会の議を経て、転専攻を許可する場合がある。

- (1) 転専攻の事由が明白であること。
- (2) 当該専攻の教育研究に支障がないとき。

(転専攻の手続き)

第3条 申請者は、所定の書類を添えて、転専攻しようとする日の2カ月前までに所属の専攻長を経て、研究科長に申請しなければならない。所属の専攻長は、当該専攻の専攻長に通知する。

- (1) 転専攻願（別紙様式1）
- (2) 志望理由書（A4判の用紙に1,000字程度で記入し、別紙様式2を表紙として提出すること。）
- (3) 研究計画書（2,000字程度のもの1部。どのような分野でどのような内容のことを研究しようとしているのかが分かるようにA4判の用紙に記入し、別紙様式3を表紙として提出すること。）

(転専攻の選考方法)

第4条 当該専攻は、申請者がある場合、書類審査及び面接により選考するものとする。

(既修得単位の取扱い)

第5条 申請者の転専攻前に修得した単位は、前期課程にあつては、24単位を限度として、後期課程にあつては、7単位を限度として認める。

(転専攻の時期)

第6条 転専攻の時期は、2年次の初めとする。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、研究科教授会の議を経て定める。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

## 8 成績評価基準に関する内規

平成26年4月1日制定

この内規は、神戸大学大学院農学研究科規則（平成19年4月1日制定）第31条の2の規定に基づき、神戸大学大学院農学研究科の成績評価基準に関し必要な事項を定めるものとする。

成績評価は、次の各号を考慮して多元的に行う。基準は、授業担当教員が定め、シラバスにおいて公表するものとする。

- (1) 定期期末試験の成績
- (2) 小テスト、中間テストの成績
- (3) 講義室以外の学習状況（予習・復習。つまり、文献の調査、レポートの提出等）
- (4) 平常点（出席状況・態度、発言・提案等）
- (5) その他必要に応じて各教員が指示したもの

なお、成績評価は下記の評価基準表により行う。

### 【評価基準表】

評 価		評点	合 否
秀	学修の目的を達成し、特に優れた成果を収めている。	90点以上	合格
優	学修の目的を達成し、優れた成果を収めている。	80点以上90点未満	
良	学修の目的を達成し、良好な成果を収めている。	70点以上80点未満	
可	学修の目的を達成している。	60点以上70点未満	
不可	学修の目的を達成していない。	60点未満	不合格

### 附 則

- 1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に在学する者のうち平成22年10月1日以前に入学した者については、この内規にかかわらず、「修学上の一般的事項」による。

### 附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

## 9 成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

平成25年11月15日教授会承認

学生は、農学部・農学研究科において開講している授業科目の成績評価について、当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は、農学部・農学研究科長に申し立てを行い、次とおり授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

(申し立ての手続き)

成績評価に対する申し立ては、成績発表後原則として1週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により、農学研究科教務学生係に提出することとする。

(申し立てへの対応)

申し立てを受けた授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し、成績評価について速やかに農学研究科教務学生係を通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等が書面により農学部・農学研究科長に報告することとする。

## 10 交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令時における授業，定期試験の休講措置について

平成28年1月27日 全学教務委員会 決定  
平成30年9月26日 全学教務委員会 一部改正  
平成31年2月20日 全学教務委員会 一部改正  
令和元年9月18日 全学教務委員会 一部改正  
令和3年5月26日 全学教務委員会 一部改正  
令和4年3月23日 全学教務委員会 一部改正

交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令時の対応については，下記のとおり取り扱うものとする。

### 記

#### 1. 交通機関の運休の場合

##### < 1 > 六甲台地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合，当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

(1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))，阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))のうち2線が同時に運休した場合

(2) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合ただし，次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに，交通機関が運行した場合は，1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに，交通機関が運行した場合は，午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに，交通機関が運行した場合は，午後5時以降に開始する授業から実施する。

##### < 2 > 楠地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合，当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

(1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))，阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))，阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合

(2) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))，神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が同時に運休した場合

ただし，次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに，交通機関が運行した場合は，1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに，交通機関が運行した場合は，午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに，交通機関が運行した場合は，午後5時以降に開始する授業から実施する。

### < 3 > 名谷地区において開講する授業

次の(1) 又は(2)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

(1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅)), 阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))  
及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合

(2) 神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

### < 4 > 深江地区において開講する授業

JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅)), 阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅)), 阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。ただし、次の場合は授業を実施する。

(1) 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。

(2) 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。

(3) 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

## 2. 気象警報の発表の場合

神戸市に警報(ただし暴風, 大雪, 暴風雪に限る)又は特別警報が発表された場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

なお、気象警報が広域に発表された場合は、神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、次の場合は授業を実施する。

(1) 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。

(2) 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。

(3) 午後2時までに、気象警報が解除された場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

## 3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

各地区(六甲台地区, 楠地区, 名谷地区, 深江地区)の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合、当該地区で当日のその後に開始する全ての授業(定期試験を含む)を休講とする。ただし、午前6時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。

#### 4. 休講の周知方法

交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は，学内掲示板，うりぼーネット，各学部及び各研究科のホームページ等により，あらかじめ周知するものとする。

- (注) 1. 交通機関の運休とは，事故，気象現象，地震，その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり，通学が困難な場合をいう。
2. 気象警報は，「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。
3. 気象警報の発表及び解除，避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は，テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については，授業を行うことがある。ただし，避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。
5. このほか，必要な事項は各学部又は各研究科において別に定める。
6. この申合せは，対面授業及び一部対面授業の実施にあたって適用するものとする。
7. この申合せは，令和4年4月1日から適用する。

## 11 授業時間及び授業時限に関する申合せ

平成28年3月10日 部局長会議一部改正  
平成16年12月9日 部局長会議決定

- 1 授業時間は、90分とする。
- 2 授業時限は、次のとおりとする。
  - 1時限 8：50～10：20
  - 2時限 10：40～12：10
  - 3時限 13：20～14：50
  - 4時限 15：10～16：40
  - 5時限 17：00～18：30
  - 6時限 18：50～20：20
- 3 人間発達環境学研究科，経済学研究科，経営学研究科及び保健学研究科の授業時限は，別に定める。
- 4 法学研究科，医学研究科及び医学部の授業時間及び授業時限は，別に定める。

附 則

この申合せは，平成17年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは，平成28年4月1日から実施する。

## 12 定期試験及び不正行為について

定期試験は、授業が終了した後に実施しますが、担当教員によっては授業の終了する前に行うこともあります。

また、定期試験をせずに、平常の成績、レポート等をもって定期試験の代わりとする場合もあります。

レポートをもって試験に代えるときは、提出期限を厳守してください。試験はあらかじめ正規の届をした授業科目のみ受験することができます。定期試験時間割表及び試験室の指定は、その都度掲示等をするので注意してください。

### [定期試験受験の際の注意事項]

- ① 試験の時間割及び試験室の指定は、その都度掲示する。
- ② 受験中は、必ず学生証を机上左前に置くこと。
- ③ 机の上には、鉛筆（シャープペン、ボールペンを含む。）消しゴム、定規類、学生証、時計及び特に受験に際し許可された携帯品以外の物は置かないこと。なお、筆箱、下敷、定期入れ等は座席の下に置くこと。ただし、貴重品は各自保管すること。
- ④ 携帯電話等の通信機器（腕時計型端末を含む）を使用することは一切認めないので、必ず電源を切った上で鞆等の中へしまうこと。アラームの設定を解除していない場合、電源を切っても鳴ることがあるので、試験室に入る前に必ずアラームの設定を解除しておくこと。試験中にこれらの機器に触れている場合もしくは机の上あるいは中に置いてある場合は、不正行為とみなす。（ただし、試験監督教員の指示がある場合を除く。）
- ⑤ 答案用紙には、学籍番号、氏名を必ず記入すること。記入のない答案は無効とする。
- ⑥ 20分経過後は絶対に入室を認めないので、遅刻のないよう十分注意すること。
- ⑦ 試験開始後20分間は退室しないこと。退室する場合は、答案用紙を試験監督に提出すること。
- ⑧ 受験中の物品の貸借は一切禁止する。
- ⑨ 受験中、いかがわしい態度や、不正行為は厳に慎むこと。
- ⑩ 受験者以外の者が受験者本人になりすまして試験を受けた場合は、不正行為とみなす。
- ⑪ 答案用紙は、絶対に持ち出さないこと。持ち出した場合は不正行為とみなすことがある。

### [レポートでの不正行為について]

レポートなどで不正行為と見なされる行為は、一般的には、下記の事項がある。

- ① 他人の文章や着想などを自分のものとして用いている。
- ② 他人の著作物を引用する際に、引用箇所や出典を明示していない。
- ③ 他人の著作物を参照する際に、出典を明示していない。
- ④ 他人にレポートの代筆を依頼する。
- ⑤ 他人のレポートを流用する。
- ⑥ 他人のレポートを代筆する。
- ⑦ 作成したレポートを、流用されることを承知しながら、他人に見せる。
- ⑧ 教員の指示に意図的に従わない。

学生が試験及びレポート等において不正行為を行った場合、当該科目を開講する学期に履修した全ての授業科目の成績を無効とします。